資料２

子ども・子育て会議所掌事務及び次期計画策定スケジュール

１　所掌事務

○　小金井市子ども・子育て会議条例より抜粋

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

（１）　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（２）　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（３）　子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。

（４）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
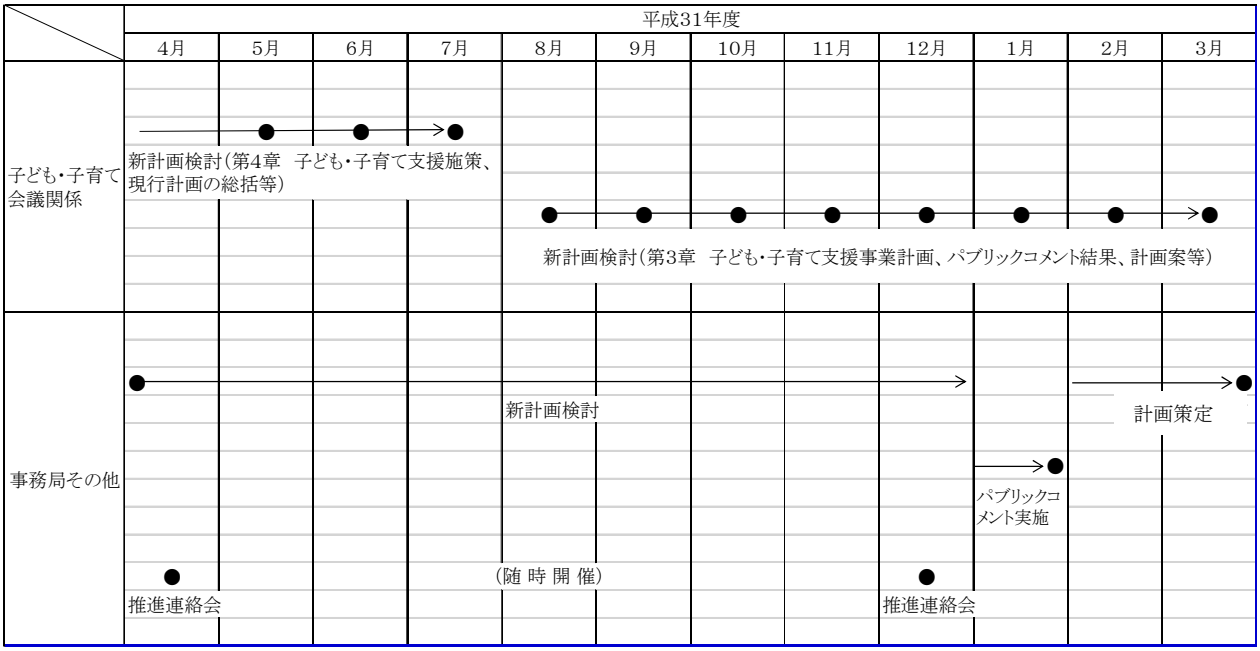
２　次期計画策定スケジュール